はなまき金矢温泉株式会社　花巻温泉郷 金矢温泉 ホテル銀河パーク はなまき　宿泊約款

第１条（適用範囲）
１．当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、」この約款の定めによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
２．当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第２条（宿泊契約の申し込み）
１．当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
（１）宿泊者名
（２）宿泊日及び到着予定時刻
（３）宿泊料金（原則として基本宿泊料による）
（４）その他当館が必要と認める事項
２．宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を越えて継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第３条（宿泊契約の成立等）
１．宿泊契約は当館が前項の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
２．前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（３日を超えるときは３日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
３．申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第１２条の規定による料金の支払の際に返還します。
４．同条２項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払をいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当り、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条（申込金の支払を要しないこととする特約）
１．前項第２条のの規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払を要しないこととする特約に応じることがあります。
２．宿泊契約の申込みを承諾するに当り、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第５条（宿泊契約締結拒否）
１．当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
（１）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
（２）満室（員）により客室の余裕がないとき。
（３）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令や規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
（４）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
（５）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（６）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により、宿泊させることができないとき。

第６条（宿泊客の契約解除権）
１．宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
２．当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当って、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
３．当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後８時（あらかじめの到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻）担っても到着しない時はその宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条（当館の契約解除権）
１．当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
（１）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（２）宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
（３）宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
（４）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（５）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
２．当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第８条（宿泊の登録）
１．宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
（１）宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
（２）外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
（３）出発日及び出発予定時刻
（４）その他当館が必要と認める事項
２．宿泊客が第 12 条の料金の支払を、現金（日本円）、クレジットカード以外での方法によるお支払はできません。

第９条（客室の使用時間）
１．宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後３時から翌朝 10 時までとします。ただし連絡して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
２．当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
午後１時以降　１部屋１時間 1,000 円（税込）

第 10 条（利用規約の遵守）
１．宿泊客は当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規約にしたがっていただきます。

第 11 条（営業時間）
１．当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
（１）フロントサービス時間
イ．フロントキャッシャー　午後７時から午後 10 時
（２）レストラン等（施設）サービス時間
イ．朝食　午前７時 00 分から午前９時まで
ロ．昼食　昼 12 時 00 分から午後 14 時まで
ハ．夕食　午後 18 時 00 分から午後 21 時まで（ラストオーダー 20：30）
２．前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

第 12 条（料金の支払）
１．宿泊客が支払うべき、宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第１に掲げるところによります。
２．前項の宿泊料金等の支払は、現金及びクレジットカードでの支払となります。宿泊客が出発の際、当館が請求したとき、フロントにおいて行なっていただきます。
３．当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料は申し受けます。

第 13 条（当館の責任）
１．当館は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときと取扱い）
１．当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
２．当館は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、客室が提供できないことについて、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）
１．宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合も含め、当館はその損害を賠償しません。
２．宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたとき、当館はその損害を賠償しません。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）
１．宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
２．宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示が無い場合又は所有者が判明しないときは発見日を含めて７日間保管した後処分いたします。
３．前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第１項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車の責任）
１．宿泊客が当館の駐車場を御利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 18 条（宿泊客の責任）
１．宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対しその損害を賠償していただきます。

別表第１　宿泊料金の算定方法（第２条第１項、第３条第２項及び第 12 条第１項関係）

		内　容	税金（イ．ロ．ハ）の精算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料及追加飲料	①基本宿泊料（室料＋朝・夕食料） ②追加飲食（朝・夕食以外の飲食料金及び各コーナーの利用を除く）のご利用料金 ③税金　イ．消費税 ロ．特別地方消費税 ハ．入湯税（内税）	イ．消費税（①＋②税込） ロ．特別地方消費税 ①+②の合計が 15,000 円を超えた場合、特別地方消費税３％ ハ．入湯税（内税） 大人ご宿泊 150 円、日帰り 70 円
	コーナーの利用	④各コーナーの利用料金 ⑤税金　イ．消費税 ロ．特別地方消費税	イ．消費税④×５％ ロ．特別地方消費税 ④の個々の利用料金が 7,500 円未満の時は免税、7,500 円を超えた時は総額に３％

備考１．子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、幼児（3 歳未満）については寝具のみを提供した場合別料金を頂きます。
２．イ．ロ．ハに関しましては、税法が改正された場合、その改正された規定により変更されます。

別表第２　違約金（第６条第２項関係）

契約解除の通知をうけた日／契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	100%	50%	20%	20%	20%							
15名～30名まで	100%	50%	20%	20%	20%	20%						
31名～100名まで	100%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	70%	50%	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	10%	10%

（注）１．％は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
２．契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。
３．団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受した日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については違約金はいただきません。